

公安委員会 決 裁 資 料	鹿児島県公安委員会苦情処理規程の一部改正	令和7年4月30日 総 務 課						
1 改正する規則 鹿児島県公安委員会苦情処理規程（平成13年鹿児島県公安委員会規程第5号）								
2 改正の経緯 鹿児島県公安委員会苦情処理規程第6条及び第7条中の警察法第79条に関して、条項の修正を行うもの								
<table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td> （処理結果の通知） 第6条 法第79条第2項の通知は、苦情処理結果通知書（別記第3号様式。以下「通知書」という。）により行うものとする。 </td><td> （処理結果の通知） 第6条 法第79条第3項の通知は、苦情処理結果通知書（別記第3号様式。以下「通知書」という。）により行うものとする。 </td></tr><tr><td> （苦情申出書によらない苦情の処理） 第7条 公安委員会は、苦情申出書によらない苦情の申出がなされたときは、苦情申出受理簿（その他）（別記第5号様式）に登載し、受理するものとする。 2 前項の苦情の処理については、第5条及び第6条の規定を準用する。この場合において、処理結果の申出者への通知は、法第79条第2項各号に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、行わないものとし、処理結果の通知を口頭、電話等により行ったときは、通知票（別記第6号様式）に記載しておくものとする。 (1) 申出者が通知を求めているとき。 (2) 申出者の氏名が明らかでないとき。 </td><td> （苦情申出書によらない苦情の処理） 第7条 公安委員会は、苦情申出書によらない苦情の申出がなされたときは、苦情申出受理簿（その他）（別記第5号様式）に登載し、受理するものとする。 2 前項の苦情の処理については、第5条及び第6条の規定を準用する。この場合において、処理結果の申出者への通知は、法第79条第3項各号に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、行わないものとし、処理結果の通知を口頭、電話等により行ったときは、通知票（別記第6号様式）に記載しておくものとする。 (1) 申出者が通知を求めているとき。 (2) 申出者の氏名が明らかでないとき。 </td></tr></table>			改正前	改正後	（処理結果の通知） 第6条 法第79条第2項の通知は、苦情処理結果通知書（別記第3号様式。以下「通知書」という。）により行うものとする。	（処理結果の通知） 第6条 法第79条第3項の通知は、苦情処理結果通知書（別記第3号様式。以下「通知書」という。）により行うものとする。	（苦情申出書によらない苦情の処理） 第7条 公安委員会は、苦情申出書によらない苦情の申出がなされたときは、苦情申出受理簿（その他）（別記第5号様式）に登載し、受理するものとする。 2 前項の苦情の処理については、第5条及び第6条の規定を準用する。この場合において、処理結果の申出者への通知は、法第79条第2項各号に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、行わないものとし、処理結果の通知を口頭、電話等により行ったときは、通知票（別記第6号様式）に記載しておくものとする。 (1) 申出者が通知を求めているとき。 (2) 申出者の氏名が明らかでないとき。	（苦情申出書によらない苦情の処理） 第7条 公安委員会は、苦情申出書によらない苦情の申出がなされたときは、苦情申出受理簿（その他）（別記第5号様式）に登載し、受理するものとする。 2 前項の苦情の処理については、第5条及び第6条の規定を準用する。この場合において、処理結果の申出者への通知は、法第79条第3項各号に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、行わないものとし、処理結果の通知を口頭、電話等により行ったときは、通知票（別記第6号様式）に記載しておくものとする。 (1) 申出者が通知を求めているとき。 (2) 申出者の氏名が明らかでないとき。
改正前	改正後							
（処理結果の通知） 第6条 法第79条第2項の通知は、苦情処理結果通知書（別記第3号様式。以下「通知書」という。）により行うものとする。	（処理結果の通知） 第6条 法第79条第3項の通知は、苦情処理結果通知書（別記第3号様式。以下「通知書」という。）により行うものとする。							
（苦情申出書によらない苦情の処理） 第7条 公安委員会は、苦情申出書によらない苦情の申出がなされたときは、苦情申出受理簿（その他）（別記第5号様式）に登載し、受理するものとする。 2 前項の苦情の処理については、第5条及び第6条の規定を準用する。この場合において、処理結果の申出者への通知は、法第79条第2項各号に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、行わないものとし、処理結果の通知を口頭、電話等により行ったときは、通知票（別記第6号様式）に記載しておくものとする。 (1) 申出者が通知を求めているとき。 (2) 申出者の氏名が明らかでないとき。	（苦情申出書によらない苦情の処理） 第7条 公安委員会は、苦情申出書によらない苦情の申出がなされたときは、苦情申出受理簿（その他）（別記第5号様式）に登載し、受理するものとする。 2 前項の苦情の処理については、第5条及び第6条の規定を準用する。この場合において、処理結果の申出者への通知は、法第79条第3項各号に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、行わないものとし、処理結果の通知を口頭、電話等により行ったときは、通知票（別記第6号様式）に記載しておくものとする。 (1) 申出者が通知を求めているとき。 (2) 申出者の氏名が明らかでないとき。							
4 改正規程の施行月 令和7年5月予定。								